28 類

無機化学品及び貴金属、希土類金属、放射性元素又は同位元素の無機又は有機の化合物

苛性ソーダ、硫酸、フッ素、水素、
窒素ガス、液体窒素、蒸留水、硝酸銀

29 類 有機化学品

グルタミン酸ソーダ、メチルアルコール、
クエン酸、ビタミンA、ビタミンC、
酢酸、抗生物質

29 類　有機化学品

重要な部・類の注

≪第 29 類　有機化学品の注の規定≫

2　この類には、次の物品を含まない。

(a) 第 15.04 項の物品及び第 15.20 項の粗のグリセリン

(b) エチルアルコール（第 22.07 項及び第 22.08 項参照）

(c) メタン及びプロパン（第 27.11 項参照）　　など

出題例

【問題】

エチルアルコールは、有機化学品として第 29 類に分類される。

29 類　有機化学品

解答

【問題】
エチルアルコールは、有機化学品として第 29 類に分類される。

【解答】　誤り。
第 29 類の注 2（b）によりエチルアルコールは、第 29 類には含まない。

30類 医療用品

人血、脱脂綿、救急箱

30 類　医療用品

重要な部・類の注

≪第 30 類　医療用品の注の規定≫

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 食餌療法用の食料、強化食料、食餌補助剤、強壮飲料鉱水その他の飲食物（静脈注射用の栄養剤を除く。）（第 4 部参照）

(b) ニコチンを含有する禁煙補助用の物品（例えば、錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））（第 24.04 項参照）

(c) 歯科用に特に焼き又は細かく粉砕したプラスター（第 25.20 項参照）

(d) 精油のアキュアスディスチレート及びアキュアスソリューションで、医薬用に適するもの（第 33.01 項参照）

(e) 第 33.03 項から第 33.07 項までの調製品（治療作用又は予防作用を有するものを含む。）

(f) 第 34.01 項のせっけんその他の物品で医薬品を加えたもの

(g) プラスターをもととした歯科用の調製品（第 34.07 項参照）

(h) 治療用又は予防用に調製していない血液アルブミン

2　第 30.02 項において「免疫産品」とは、単クローン抗体（MAB）、抗体フラグメント、抗体複合体、抗体フラグメント複合体、インターロイキン、インターフェロン（IFN）、ケモカイン、ある種の腫瘍壊死因子（TNF）、成長因子（GF）、赤血球生成促進因子、コロニー刺激因子（CSF）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第 29.37 項の物品を除く。）をいう。

30 類 医療用品

出題例

【問題】
免疫産品とは、単クローン抗体（MAB)、抗体フラグメント、インターロイキン、インターフェロン（IFN)、ある種の腫瘍壊死因子（TNF)、成長因子（GF）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第 29.37 項の物品を除く。）をいう。

【問題】
ニコチンを含有する禁煙補助用の調製品（例えば錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））は、第 30 類医薬用品に含まれる。

【問題】
第 29 類の有機化学品の中には、免疫産品を含む。

30 類 医療用品

解答

【問題】
免疫産品とは、単クローン抗体（MAB)、抗体フラグメント、インターロイキン、インターフェロン（IFN)、ある種の腫瘍壊死因子（TNF)、成長因子（GF）その他の免疫学的過程の制御に直接関与するペプチド及びたんぱく質（第 29.37 項の物品を除く。）をいう。

【解答】 正しい。
第 30 類注 2 により正しい記述である。

【問題】
ニコチンを含有する禁煙補助用の調製品（例えば錠剤、チューインガム及びパッチ（経皮投与剤））は、第 30 類医薬用品に含まれる。

【解答】 誤り。
第 30 類注 1（b）により、第 30 類には含まれない。

【問題】
第 29 類の有機化学品の中には、免疫産品を含む。

【解答】 誤り。
免疫産品は、第 30 類に分類される。

31類 肥料

硝酸アンモニウム、硝酸ナトリウム、
尿素

肥料

尿素

硝酸ナトリウム

31 類　肥料

重要な部・類の注

≪第 31 類　肥料の注の規定≫

1　この類には、次の物品を含まない。
(a) 第 05.11 項の動物の血
(b) 化学的に単一の化合物（2（a）等のものを除く。）

2　第 31.02 項には、次の物品（第 31.05 項に定める形状又は包装にしたものを除く。）のみを含む。
(a) 次のいずれかに該当する物品
（ⅰ）硝酸ナトリウム（純粋であるかないかを問わない。）
（ⅱ）硝酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）
（ⅲ）硫酸アンモニウムと硝酸アンモニウムとの複塩（純粋であるかないかを問わない。）
（ⅳ）硫酸アンモニウム（純粋であるかないかを問わない。）など

31 類　肥料

出題例

【問題】

第 31 類の類注において、第 31.02 項（窒素肥料）には純粋な硝酸アンモニウムを含まないものとされている。

31 類　肥料

解答

【問題】
第 31 類の類注において、第 31.02 項（窒素肥料）には純粋な硝酸アンモニウムを含まないものとされている。

【解答】　誤り。
第 31 類注 1（b）には、化学的に単一の化合物を含まないとされているが、（　　）内には、2（a）等の場合は、除くとされる。そして、2（a）（ⅱ）では、硝酸アンモニウムを含み、それは、純粋であるかないかを問わないとされるため、純粋な硝酸アンモニウムを含まないという肢は、誤り。

32類

なめしエキス、染色エキス、タンニン及びその誘導体、染料、顔料その他の着色料、ペイント、ワニス、パテその他のマスチック並びにインキ

パテその他のマスチック
並びにインキ

タンニン及び
その誘導体

顔料その他の色料

33類 精油、レジノイド、調製香料及び化粧品類

オーデコロン、口紅、歯磨き粉、シャンプー、デンタルフロス

34類

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

化粧用せっけん、固形せっけん

歯科用ワックス及び
プラスターをもととした
歯科用の調製品

人造ろう、調製ろう、
ろうそくその他
これに類する物品

洗剤

せっけん

34 類

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

重要な部・類の注

≪第 34 類　せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品の注の規定≫

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 動物性油脂又は植物性油脂又は微生物性油脂の食用の混合物及び調製品で、離型用の調製品として使用する種類のもの（第 15.17 項参照）

(b) 化学的に単一の化合物

(c) せっけんその他有機界面活性剤を含有するシャンプー、歯磨き、ひげそりクリーム、ひげそりフォーム及び浴用の調製品（第 33.05 項から第 33.07 項まで参照）

34 類

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

出題例

【問題】

有機界面活性剤は、化学的に単一かどうかを問わず、第34 類に分類される。

34 類

せっけん、有機界面活性剤、洗剤、調製潤滑剤、人造ろう、調製ろう、磨き剤、ろうそくその他これに類する物品、モデリングペースト、歯科用ワックス及びプラスターをもととした歯科用の調製品

解答

【問題】
有機界面活性剤は、化学的に単一かどうかを問わず、第34 類に分類される。

【解答】　誤り。
第 34 類注 1（b）により化学的に単一の化合物は、第34 類には含まれない。

35 類 たんぱく系物質、変性でん粉、膠着剤及び酵素

ゼラチン、卵白、カゼイン

カゼイン

卵白

ゼラチン

36類 火薬類、火工品、マッチ、発火性合金及び調製燃料

花火、導火線

マッチ

花火

37類 写真用又は映画用の材料

写真用フィルムの現像液、露光し現像した映画用フィルム

露光し現像した映画用フィルム

写真用フィルム

38 類 各種の化学工業生産品

活性炭、医療廃棄物、都市廃棄物、
喫煙者の禁煙補助用の経皮投与剤

都市廃棄物

医療廃棄物

38 類　各種の化学工業生産品

重要な部・類の注

≪第 38 類　各種の化学工業生産品の注の規定≫

1　この類には、次の物品を含まない。

(a) 化学的に単一の元素及び化合物。ただし、次の物品を除く。

(1) 人造黒鉛（第 38.01 項参照）

(2) 第 38.08 項に定める形状又は包装にした殺虫剤、殺鼠剤、殺菌剤、除草剤、発芽抑制剤、植物生長調整剤、消毒剤その他これらに類する物品

(3) 消火器用の装てん物にし又は消火弾に装てんした物品（第 38.13 項参照）など

(b) 化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用する種類のもの（主として第 21.06 項（※調製食料品）に属する。）

(c) 第 24.04 項の物品

(d) 金属、砒素又はこれらの混合物を含有するスラグ、灰及び残留物（汚泥を含み、第 26 類注 3（a）又は（b）の条件を満たすものに限るものとし、下水汚泥を除く。第 26.20 項参照）

(e) 医薬品（第 30.03 項及び第 30.04 項参照）　など

38 類　各種の化学工業生産品

出題例

【問題】

化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用するものは、第 21 類の調製食料品に分類される。

38 類　各種の化学工業生産品

解答

【問題】
化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用するものは、第 21 類の調製食料品に分類される。

【解答】　正しい。
化学品と食用品その他の栄養価を有する物質との混合物で食料品の調製に使用するものは、主として第 21 類に分類される（第 38 類注 1（b））。